

○富山市神通川水辺プラザ自然ふれあい学習館条例

平成17年4月1日

富山市条例第238号

改正 平成17年9月30日富山市条例第358号

平成26年3月28日富山市条例第4号

平成31年3月26日富山市条例第9号

(設置)

第1条 神通川流域の豊かな自然環境を生かしながら有効にこれを利活用し、自然体験、自然観察、スポーツ、文化等の交流を通じて、川に関する情報発進と地域の交流活動を推進することを目的として、富山市神通川水辺プラザ自然ふれあい学習館（以下「学習館」という。）を設置する。

(位置)

第2条 学習館の位置は、富山市八尾町城生91番地3とする。

(施設)

第3条 学習館に次に掲げる施設を置く。

- (1) 展示コーナー
- (2) 特産品コーナー
- (3) 研修室
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な施設

(指定管理者による管理)

第3条の2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に学習館の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第3条の3 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次

のとおりとする。

- (1) 学習館の施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (2) 第3条第3号に掲げる施設の使用の承認に関する業務
- (3) 第3条第3号に掲げる施設の使用料の徴収に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学習館の管理に関し市長が必要と認める業務

(開館時間)

第3条の4 学習館の開館時間は、午前9時から午後7時（第3条第3号に掲げる施設にあつては、午後10時）までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

(休館日)

第3条の5 学習館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

(使用の承認)

第4条 第3条第3号に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認には、学習館の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用を承認しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は附属設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、学習館の管理上特に支障があるとき。

(使用の承認の取消し等)

第6条 指定管理者は、第4条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めると

きは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。
- (3) 第4条第2項の規定による承認の条件に違反したとき。
- (4) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項の規定の適用により使用者が損害を受けても、指定管理者はその賠償の責めを負わない。

(使用料)

第7条 使用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、当該使用料の額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。

2 使用料は、前納とする。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、公益上必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用ができなかったとき。
- (2) 使用期日の5日前までに使用の取消しを申し出たとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備)

第 1 1 条 使用者は、施設に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

(原状回復)

第 1 2 条 使用者は、使用を終了したとき（第 6 条第 1 項の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときを含む。）は、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第 1 3 条 施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(入館の制限)

第 1 4 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 施設又は附属設備等を損傷するおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となる物品又は動物の類を携行する者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、学習館の管理上特に支障があると認められる者

(委任)

第 1 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の神通川水辺プラザ自然ふれあい学習館設置及び管理に関する条例（平成 1 5 年八尾町条例第 2 号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 17 年 9 月 30 日 富山市条例第 358 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の富山市神通川水辺プラザ自然ふれあい学習館条例第 4 条第 1 項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請は、この条例による改正後の富山市神通川水辺プラザ自然ふれあい学習館条例第 4 条第 1 項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請とみなす。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日 富山市条例第 4 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 26 日 富山市条例第 9 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第 7 条関係）

種別区分	使用時間区分による 1 時間当たりの金額（円）		
	9 時から 17 時まで	17 時から 19 時まで	19 時から 22 時まで
研修室 1	630	840	1,050
研修室 2	530	630	840
全開放	1,050	1,250	1,570

備考

- 1 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間として計算する。
- 2 使用時間を短縮した場合においても、使用料は減額しない。
- 3 準備等のために使用する場合の使用料は、上記の 30% に相当

する額を徴収する。

- 4 冷房又は暖房期間中に使用する場合は、使用料の30%に相当する額を増額する。